

○中津市中山間地域創業・事業承継支援補助金交付要綱

平成29年3月17日中津市告示第62号制定  
令和2年3月31日中津市告示第125号改正  
令和5年3月31日中津市告示第62号改正  
令和5年9月21日中津市告示第236号改正  
令和6年7月9日中津市告示第220号改正  
令和6年8月30日中津市告示第250号改正  
令和7年4月23日中津市告示第114号改正  
令和8年3月31日中津市告示第119号改正

中津市中山間地域創業・事業承継支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市中山間地域創業・事業承継支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中山間地域において、創業、移住者又は定住者の創業及び事業承継に要する経費を市が補助することにより、集落機能の維持及び定住促進による地域の産業及び経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 三光、本耶馬溪町、耶馬溪町又は山国町の地域をいう。
- (2) 移住者 市外から市内に転入後1年未満の者又は転入予定の者をいう。
- (3) 定住者 市内に居住又は居住予定の者（移住者を除く。）をいう。
- (4) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第30項に規定する創業をいう。
- (5) 事業所 中山間地域内（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

第2条第2項に規定する大規模小売店舗の敷地内を除く。)に設置(仮設その他一時的な設置を除く。)をする事業の用に供する事務所、店舗、工場等をいう。

(6) 事業承継 市内で3年以上事業を営んでいる中小企業者(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第23項第1号から第5号までに掲げる中小企業者をいう。)からその事業に関して有する権利義務の全部の承継(親族内での承継、従業員への承継及び第三者への承継(合併又は買収等によるものを除く。)に限る。)をし、当該事業を継続して実施することをいう。

(補助金の交付及びその対象者)

第4条 市長は、移住者又は定住者の創業及び事業承継のために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、移住者又は定住者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 創業計画(中津市しもげ商工会又は市長が別に指定する金融機関の指導を受けて作成された継続発展する見込みのある創業の計画をいう。)又は事業承継計画(大分県事業承継・引継ぎ支援センター、中津市しもげ商工会又は市長が別に指定する金融機関の指導を受けて作成された継続発展する見込みのある事業承継の計画をいう。)に基づき、事業所の設置をし、又はしようとする者であること。

(2) 遅くとも第15条に規定する実績報告書を提出する日の前日までに、市内に住所を有していること。

(3) 市税(本市以外の市町村又は特別区において課税されている場合は、当該市町村又は特別区において課税されている市区町村税をいう。)の滞納がないこと。

(4) 中津市しもげ商工会又は中津商工会議所に加入していること又は加入する予定であること。

(5) 創業又は事業承継に際し法令等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を取得していること又は創業の日若しくは事業承継の日までに取得する見込みがあること。

(6) 事業承継にあつては、大分県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受け、

規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請をする年度の末日までの期間に事業を承継する予定の者（当該期間内に補助金の交付の申請をできないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、事業承継の日から1年の期間内にいる者）であること。

(7) 過去にこの要綱の規定による補助金又は市が交付する同種の補助金等の交付を受けていないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としていない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者

(3) フランチャイズ契約（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業による契約をいう。）又はこれに類すると市長が認めるものに基づく事業を営む者

(4) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める産業のうち、別表第1に掲げる産業に属する事業を営む者

(5) 公序良俗に反し、又は補助金の使途として社会通念上不適切であると市長が認める事業を営む者

(6) その他市長が不相当と認める者

（補助事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のいずれかに該当する収益が生じる事業（補助事業者が直接かかわるものに限る。）であって、中山間地域内で創業又は事業承継をし、3年以上継続することが見込まれるものとする。

(1) 中山間地域の課題を解決する事業

(2) 中山間地域の住民の生活環境の向上に資する事業

(3) 中山間地域の地域資源を活用し、地域振興に資する事業

- (4) その他中山間地域の振興及び活性化に寄与すると市長が認める事業
- (5) 中山間地域以外の市内に居住する移住者又は定住者による創業にあつては、中山間地域での生活の利便性を特に向上する事業又は観光に資する事業
- (6) 事業承継にあつては、当該事業を承継した者の経営革新等に資する事業  
(補助対象経費、補助率等)

第6条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

(補助事業に関する施工業者)

第7条 補助事業の実施に当たり、新築工事又は改築工事を業者に委託して施工する場合は、当該業者は、市内に住所又は事務所を有するものとする。ただし、特殊な内外装の施工又は専門的な設備機器の導入を要する場合は、この限りでない。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、補助事業を実施する前にこれを市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 見積書その他の補助事業に係る金額が確認できる書類の写し、図面等
- (4) 補助事業を実施するに当たり、不動産を賃貸借する場合にあつては、賃貸借契約書の写し又はこれに類するもの
- (5) 中津市しもげ商工会又は中津商工会議所に加入していること又は加入する予定であることが分かる書類
- (6) 事業承継をした場合は、その旨が確認できる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明

らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第9条 市長は、規則第4条第1項に規定する交付の決定をしたときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定には、規則第5条第1項各号に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画の変更をする場合又は補助事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認願(様式第5号)により市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合を除く。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書(様式第6号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定の変更等)

第13条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更(取消)通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(1) 第11条の承認をした場合

(2) 前条の報告を受けた場合

- (3) 補助事業者が補助事業完了後3年以内に事業を休止、又は廃止した場合
- (4) 補助事業者が補助事業完了後3年以内に事業所を移転、又は譲渡した場合
- (5) 補助事業者が補助事業完了後3年以内に住所を中山間地域外に異動した場合
- (6) 規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (7) 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合  
(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。  
(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第10号)
- (2) 収支精算書(様式第11号)
- (3) 申請者の住民票の写し
- (4) 契約書の写し、見積書の写し、領収書等の支払の事実が確認できる書類その他補助事業の実施が確認できる書類
- (5) 工事完了後の写真及び購入した備品の写真
- (6) 創業をした場合は、開業届出書の写しその他開業したことが確認できる書類又は実績報告書を提出した日から60日以内に開業する旨の確約書
- (7) 事業承継をした場合は、その旨が確認できる書類の写し(補助金の交付の申請の際に提出しなかった場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合はこれを補助金額から減額して報告しなければならない。  
(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

2 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者のうち、前項の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した者は、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第16号）により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（補助金の請求）

第17条 補助事業者は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第13号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付すべき補助金の額が確定する前において、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業者は交付の決定した額の範囲内において必要と認められる額を市長に請求できるものとする。

3 前項の規定により交付した補助金の額が、前条の規定に基づき確定した補助金の額に満たないときは、補助事業者はその不足する額について補助金精算（概算）払請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超えるときは、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額

に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(財産の処分等の制限)

第19条 補助事業者は、規則第19条に規定する承認を受けようとするときは、財産処分等承認願(様式第14号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類等の整備)

第20条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業における第16条から第20条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和2年3月31日中津市告示第125号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年7月9日中津市告示第220号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年4月23日中津市告示第114号)

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月 日中津市告示第 号)

この告示は、令和8年3月31日から施行する。

別表第1 補助対象外業種(第4条関係)

1	農業
2	林業（素材生産業及び素材生産サービスを除く。）
3	漁業
4	鉱業、採石業及び砂利採取業
5	金融業及び保険業（保険媒介代理業及び保険サービスを除く。）
6	学術研究及び専門・技術サービス業（興信所に限る。）
7	生活関連サービス業及び娯楽業（競輪・競馬等の競争場、競技団に限る。）
8	医療業（病院、一般診療所及び歯科診療所に限る。）
9	複合サービス事業
10	サービス業（他に分類されないもの）のうち、次に掲げるもの （1） 政治・経済・文化団体 （2） 宗教
11	その他市長が適当でないと認めるもの

別表第2（第6条関係）

補助対象経費		補助率	補助限度額
科目	内容		
工事費	事業所の新增築工事又は改築工事費、ケーブルネットワーク引込工事費及び屋内工事費、	補助対象経費の2分の1（補助対象者が中山間地域の居住の場合は、3分の2）以内で市長が定める割合	100万円
設備費	備品等購入費（3万円以上の備品等に係る備品等購入費に限り、汎用性の高いパソコン等に係る備品等購入費を除く。）、設備等運搬費及び事業用車両購入費（汎用性が高く、専ら補助事業の用に供するものであると判断することが困難であると市長が認める事業用車両購		

	入費を除く。)		
役務費	不動産契約仲介手数料、登記手数料、広告宣伝費 等		

備考 この表の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。